

富士山須走口五合目における園地事業の遺産影響評価（案）について

1 要 旨

- ・環境省等が富士山須走口五合目にインフォメーションセンター等を設置する園地事業を対象として、富士山世界文化遺産協議会事務局（以下「事務局」という。）が遺産影響評価書（案）を作成した。
- ・現在検討している遺産影響評価マニュアルでは、事業実施主体が評価書を作成することとなっているが、現時点ではマニュアルが確定していないことから、経過措置的に事務局が評価書を作成したもの。

2 経 緯

年 月	内 容
H30年11月	ユネスコ世界遺産センターに提出した保全状況報告書に「須走口五合目における安全登山の情報提供等の充実に向けた具体策の検討」を明記
R元年9月	須走口新五合目園地事業を位置づける富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園計画を一部変更
R2年7月	富士山世界文化遺産学術委員会第1回小委員会で当該事業について協議 ⇒「インフォメーションセンターに懸念はないが、周辺も含めた園地事業全体の評価が必要」とされた。
R2年9月、10月	<u>第2回小委員会を経て第14回学術委員会で、園地事業全体について、世界遺産富士山の顕著で普遍的価値への負の影響は確認又は予見されていないとする事務局の評価について了解を得た。</u>

3 遺産への影響評価

別紙のとおり